

農地法第4条・5条許可申請書の提出要領

1	申請目的	● 市街化調整区域農地の転用	
2	申請要件	● 都市計画法など関係他法令の許可申請をすでに行っており、許可の見込みがあるもの	
3	必要書類	申請書類 (3部)	● 農地法第4条・5条許可申請書 ※愛知県のホームページから取得できます △ 理由書（上記申請書の理由の欄で書ききれない場合に別紙として作成してください） ※△は作成を要する場合のみご提出ください。 △ 委任状(行政書士等が代理申請する場合) △ 始末書(既に農地以外に転用されている場合) ● 土地登記簿全部事項証明書（法務局が3か月以内に発行した証明書の原本を正本に添付。副本にはコピー添付） ● 位置図（住宅地図や都市計画図等）※申請地を明示してください ● 地番表示図 ※公図の写し(法務局または市役所税務課発行のもの)等（申請地及び周辺土地の地番、地目を記入すること） ● 計画平面図（建築平面図、土地利用図等）※周辺農地への影響がないことが確認できる図面を用意すること ● 排水計画図 ※周辺農地や下流の農地への影響を確認できる図面を用意すること ● 縦横断面図 ※周辺農地への影響がないことが確認できる図面を用意すること ● 残高証明書、融資証明書等 ● その他、農業委員会または許可権者が必要と認めて提出を求める書類
※右記の順番 通りに綴って ください		添付書類 (2部)	【以下、必要に応じて添付書類が異なります】
		※副本は すべて コピーで 結構です。	
		面積が1,000㎡以上	● 事業計画書 ※愛知県のホームページから取得できます
		2種農地	● 土地選定理由書（申請地以外で3か所程度の候補地検討結果の経緯や位置図等を記載） ※分家住宅の場合は不要です
		一時転用	● 農地復元誓約書 ※愛知県のホームページから取得できます
		転用者が法人	● 法人登記事項証明書、又は定款、もしくは寄附行為(最新のもの)の写し ※定款又は寄附行為の写しによる場合、必要に応じて本店所在地、代表取締役氏名、法人の成立年月日などを確認できるもの
		転用者が法人	● 決算書、損益計算書
		転用者が個人営業主	● 事業証明書、確定申告書
		目的が資材置場	● 資材置場の設置を目的とする転用の必要面積検討表
		目的が住宅等	● 建築計画の確実性が確認できる立面図等
目的が土砂採掘等	● 搬出入経路図		
目的が太陽光発電設備	● 土地利用計画図にバウコンやフェンスの門扉の位置を追記 ※FITは、「中部経済産業局の認定通知書の写し(又はその申請書)」と「中部電力との売買契約の経緯書(又は申込書の写し)」を添付		
4	提出期限	● 毎月6日締切(休日の場合は翌営業日) ※農業委員や関係者に確認をとることがあるため、事前相談を推奨しています	
5	その他	● 所有者の住所が登記簿上の住所と異なる場合、その経緯がわかる住民票、戸籍附票、町名設定証明等を添付のこと ● 隣地が農地の場合、地権者に事業内容を説明し承諾を得ること(備考欄にその旨記載) ● 排水先が農業用水路の場合、「農事組合連合会」の各地区の会長に事業内容を説明し承諾を得ること(備考欄にその旨記載) ※必要に応じて「排水承諾書」を添付すること ● 借地の場合は、申請日の6ヶ月前の日以降に借人の同意による契約の解約がされていること ● 押印は任意です。ただし、捺印による訂正をする場合、押印が必要です ● (一体利用地を含む)面積が1,000㎡以上の場合、「瀬戸市土地利用調整条例」や「太陽光条例」の手続きについてご確認ください ● 造成工事を伴う場合、「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称「盛土規制法」)の手続きについてご確認ください ● 転用面積が3,000㎡を超える場合、愛知県農業会議の諮問案件となるため別途必要書類あり	
6	問い合わせ	● 瀬戸市農業委員会事務局（瀬戸市役所 都市整備部 農林課 農林係） 電話 0561－88－2654	